

# 岩手県立大迫高等学校

## 部活動の基本方針

本校では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月：スポーツ庁）」並びに「岩手県における部活動の在り方に関する方針〔改訂版〕（令和元年 8 月：岩手県教育委員会）」に従い、下記のように方針を定めることとする。

### 記

- 1 原則として、週一回の休養日を設ける。
- 2 本校には遠方から通学する生徒が多く在籍しているため、生徒の登校時に影響を与えないように、原則として、通学タクシー運行時間にあわせた部活動時間とする。

以上

2020. 4. 1 制定